

利用者のために

I 工業統計調査について

(1) 調査の目的

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とする。

(2) 調査の根拠

工業統計調査は、統計法(昭和22年法律第18号)に基づく「指定統計調査」(指定統計第10号)であり、工業統計調査規則(昭和26年通商産業省令第81号)によって実施される。

(3) 調査の期日

平成20年工業統計調査は、平成20年12月31日現在で実施した。

(4) 調査の範囲

工業統計調査の範囲は、日本標準産業分類(平成19年総務省告示第618号)に掲げる「大分類E-製造業」に属する事業所(国に属する事業所を除く)である。

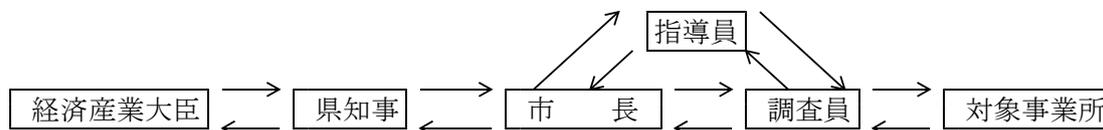
特定の年次(西暦末尾0、3、5、8年)については、全数調査を実施し、それ以外の年は従業者4人以上の事業所を調査の対象としている。

平成20年(西暦2008年)は全事業所を調査対象として実施している。

(5) 調査の方法

従業者30人以上の事業所(製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く。)については「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所(製造、加工、又は修理を行っていない本社又は本店を除く)については「工業調査票乙」を用い、申告者(事業所の管理責任者。本社一括調査企業に属する事業所にあつては、本社一括調査企業を代表する者。)の自計申告により行っている。

〔調査の流れ〕



(6) 調査の項目

別掲の調査票様式参照

II 用語の説明

(1) **事業所数**は、平成20年12月31日現在の数字である。事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれるような、1区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

(2) **従業者数**は、平成20年12月31日現在の数値である。従業者とは、個人事業主及び無給家族従業者、常用労働者及び臨時雇用者の計をいうが、本統計表でいう従業者数は臨時雇用者(1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者)を除いたものである。

① 個人事業主及び無給家族従業者とは、業務に従事している個人事業主とその家族で無報酬で常時就業している者をいう。したがって、実務にたずさわっていない事業主とその家族で手伝い程度のもは含まない。

② 常用労働者とは、次のいずれかの者をいう。

ア 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者

イ 日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、その月とその前月にそれ

ぞれ 18 日以上雇われた者

ウ 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者などは上記に準じて扱う。

エ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

オ 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

- (3) **現金給与総額**は、平成 20 年 1 年間に常用労働者のうち雇用者（「正社員・正職員」及び「パート・アルバイト等」を言う）に対して支給された基本給、諸手当及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与の額との合計である。

その他の給与額とは、常用労働者のうち雇用者に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている者に対する負担額などをいう。

- (4) **原材料使用額等**は、平成 20 年 1 年間ににおける原材料使用額、燃料使用額、電力使用額委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額であり、消費税額を含んだ額である。

- ① 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品などの使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油なども含まれる。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。
- ② 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。
- ③ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他企業の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。
- ④ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいう。
- ⑤ 転売した商品の仕入額とは、平成 20 年 1 年間ににおいて実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま転売したもの）に対応する仕入額をいう。

- (5) **製造品出荷額等**は、平成 20 年 1 年間ににおける製造品出荷額（製造工程から出たくず及び廃物を含む）、加工賃収入額及びその他の収入額の合計であり、消費税及び内国消費税額を含んだ額である。

- ① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む）を平成 20 年中にその事業所から出荷した場合をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。
 - ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
 - イ 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）
 - ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成 20 年中に返品されたものを除く）
- ② 加工賃収入額とは、平成 20 年中に他の企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他の企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受取るべき加工賃をいう。
- ③ 内国消費税額とは、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税（旧地方道路税含む）の納付税額又は納付すべき税額の合計をいう。

(6) 集計の算出

- ① 生産額 = 製造品出荷額 + 加工賃収入額 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額)
 + (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額)
 ※ただし、従業員29人以下の事業所は、製造品出荷額 + 加工賃収入額を生産額とみなして計算している。
- ② 付加価値額 = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額)
 + (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額)
 - (内国消費税額 + 推計消費税額) - 原材料使用額等 - 減価償却額
 ※ただし、従業員29人以下の事業所は、粗付加価値額を付加価値額とみなして計算している。
- ③ 粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - 原材料使用額等 - (内国消費税額 + 推計消費税額)

III 産業分類の改訂について

平成20年調査から産業分類について、日本標準産業分類の改定(平成19年11月)に伴い変更した。

旧分類 (平成19年まで)		新分類 (平成20年以降)	
産業中分類番号	産業名称	産業中分類番号	産業名称
09	食料品製造業	09	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	10	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維工業	11	繊維工業
12	衣服・その他の繊維製品製造業	12	木材・木製品製造業
13	木材・木製品製造業	13	家具・装備品製造業
14	家具・装備品製造業	14	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	パルプ・紙・紙加工品製造業	15	印刷・同関連業
16	印刷・同関連業	16	化学工業
17	化学工業	17	石油製品・石炭製品製造業
18	石油製品・石炭製品製造業	18	プラスチック製品製造業
19	プラスチック製品製造業	19	ゴム製品製造業
20	ゴム製品製造業	20	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	なめし革・同製品・毛皮製造業	21	窯業・土石製品製造業
22	窯業・土石製品製造業	22	鉄鋼業
23	鉄鋼業	23	非鉄金属製造業
24	非鉄金属製造業	24	金属製品製造業
25	金属製品製造業	25	はん用機械器具製造業
26	一般機械器具製造業	26	生産用機械器具製造業
27	電気機械器具製造業	27	業務用機械器具製造業
28	情報通信機械器具製造業	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電子部品・デバイス製造業	29	電気機械器具製造業
30	輸送用機械器具製造業	30	情報通信機械器具製造業
31	精密機械器具製造業	31	輸送用機械器具製造業
32	その他の製造業	32	その他の製造業

注: 矢印とラベルによる変更内容

- 統合: 旧11(繊維工業)と旧12(衣服・その他の繊維製品製造業)が新11(繊維工業)に統合。
- 一部移設: 旧13(木材・木製品製造業)が新12(木材・木製品製造業)に移設。旧14(家具・装備品製造業)が新13(家具・装備品製造業)に移設。旧15(パルプ・紙・紙加工品製造業)が新14(パルプ・紙・紙加工品製造業)に移設。旧16(印刷・同関連業)が新15(印刷・同関連業)に移設。旧17(化学工業)が新16(化学工業)に移設。旧18(石油製品・石炭製品製造業)が新17(石油製品・石炭製品製造業)に移設。旧19(プラスチック製品製造業)が新18(プラスチック製品製造業)に移設。旧20(ゴム製品製造業)が新19(ゴム製品製造業)に移設。旧21(なめし革・同製品・毛皮製造業)が新20(なめし革・同製品・毛皮製造業)に移設。旧22(窯業・土石製品製造業)が新21(窯業・土石製品製造業)に移設。旧23(鉄鋼業)が新22(鉄鋼業)に移設。旧24(非鉄金属製造業)が新23(非鉄金属製造業)に移設。旧25(金属製品製造業)が新24(金属製品製造業)に移設。旧26(一般機械器具製造業)が新25(はん用機械器具製造業)に移設。旧27(電気機械器具製造業)が新26(生産用機械器具製造業)に移設。旧28(情報通信機械器具製造業)が新27(業務用機械器具製造業)に移設。旧29(電子部品・デバイス製造業)が新28(電子部品・デバイス・電子回路製造業)に移設。旧30(輸送用機械器具製造業)が新29(電気機械器具製造業)に移設。旧31(精密機械器具製造業)が新30(情報通信機械器具製造業)に移設。旧32(その他の製造業)が新31(輸送用機械器具製造業)に移設。
- 分割: 旧26(一般機械器具製造業)が新25(はん用機械器具製造業)と新26(生産用機械器具製造業)に分割。旧27(電気機械器具製造業)が新26(生産用機械器具製造業)と新27(業務用機械器具製造業)に分割。旧28(情報通信機械器具製造業)が新27(業務用機械器具製造業)と新28(電子部品・デバイス・電子回路製造業)に分割。旧29(電子部品・デバイス製造業)が新28(電子部品・デバイス・電子回路製造業)と新29(電気機械器具製造業)に分割。旧30(輸送用機械器具製造業)が新29(電気機械器具製造業)と新30(情報通信機械器具製造業)に分割。旧31(精密機械器具製造業)が新30(情報通信機械器具製造業)と新31(輸送用機械器具製造業)に分割。旧32(その他の製造業)が新31(輸送用機械器具製造業)と新32(その他の製造業)に分割。

IV 利用上の注意

- (1) 事業所の規模区分は当該各年の12月31日現在の従業者数によった。
- (2) 事業所の産業区分は、製造品及び賃加工品のうち、日本標準産業分類番号の中分類を同じくするものを合計した金額の最も多いものによって、その事業所が属する産業中分類を決定した。

- (3) 本書は、岡山市総務局文書管理公開課にて集計をしたもので、経済産業省が発表する工業統計の数値と相違することがある。
- (4) この統計表は、単位未満を四捨五入しているため、合計数値と内訳数値の計は一致しない場合がある。
- (5) 表中に使用した符号は次のとおりである。
- 『 — 』は、該当がないもの。
 - 『 0.0 』は、端数四捨五入のため表示単位未満のもの。
 - 『 … 』は、調査を欠くもの。
 - 『 △ 』は、減少を示すもの。
 - 『 χ 』は、1又は2の事業所に関する数値であるため、これをそのまま掲げると、個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるので、秘匿した箇所である。また3以上の事業所に関する数値でも秘匿した1又は2の事業所に関する数値が前後の関係から判明する箇所は χ で表した。